

■耐震化促進（設計・改修）補助の概要■

- 耐震化促進補助を受けるには以下の全ての要件が必要となります。

①補助を受けることができる方

- 木造住宅の所有者の直近の課税所得金額が 5,070,000 円未満の方
- 固定資産税・都市計画税を完納している方

②補助を受けることができる住宅

- 一戸建ての住宅又は長屋又は共同住宅（兼用住宅も可）で木造のもの
- 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築主事の確認を受けて建築されたもの
- 耐震診断の結果、耐震性が不足しているもの（評点が 1.0 未満等）
- 現に居住し、又はこれから居住しようとするもの
- 今までに耐震設計補助を受けたことのない住宅
- 賃貸住宅でないもの

③補助を受けることができる内容

- 耐震改修技術者* により耐震改修計画の策定に要する費用
- 耐震改修技術者* により工事監理を行う工事
- 改修後、耐震性を満足するもの（評点が 1.0 以上等）

*耐震改修技術者とは、建築士であってH24 度以降に開催された以下の講習会の受講修了者です。

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習会（一般財団法人・日本建築防災協会主催）
- ・「既存木造住宅の耐震診断・改修」講習会（公益社団法人・大阪府建築士会主催）

- 補助内容は以下のとおりです。

耐震改修に要する工事費（1 m²あたり 21,500 円以内）の8割、
一戸あたり 90 万円まで。

※特例※

所有者の世帯の月額所得が 21 万 4 千円以下の場合については、
90 万円ではなく 100 万円となります。



※注意事項

※設計補助と改修補助がセットメニューになっています。』

- 補助を受けることができる住宅かどうか市の方で現地確認を行います。
- 補助申請者は、木造住宅の所有者です。
- 賃貸住宅は、補助対象とはなりません。
- 補助金は耐震改修工事が終了し、完了報告書の提出後の交付となります。よって、設計完了時には補助金の交付はありません。
(設計が完了していても、改修工事を中止した場合は補助金の交付は出来ませんので、ご注意ください。)
- 改修工事費用について、十分に確認のうえ、申請を行って下さい。
- 耐震改修工事とは、耐震補強に要する工事をいいますので、リフォーム工事等を合わせて行われる場合は、リフォーム工事に要する費用は補助対象とはなりません。
- 市が交付決定通知書を発行してから、設計に着手してください。
(交付前に着手されると補助が受けられなくなりますので、ご注意ください。)
- 設計完了後には、耐震改修計画協議書を提出し、市と協議を行ってください。
- 改修工事は、耐震改修計画について協議が整った後に、着手してください。
- 補助金を工事業者に直接振り込むことが出来ます。(代理受領制度)
- 完了報告書の提出までを、必ず年度内に終えてください。

【補助金額参考】 ※次の①～③の中でいずれか少ない額

① 改修工事費

() 円 × 8割 = () 円

② 延床面積

() m² × 21,500 円 × 8割 = () 円

③ 限度額

() 戸 × 90 (100) 万円 = () 円

補助額

円